

関東信越厚生局茨城事務所から、平成 28 年度の指導では下記のような運用で実施すると説明がありました。

1. 指導実施通知について

- 4 週間前に通知していたものを、1 ヶ月前にする。
- 個別指導で取り上げる対象患者の通知は、4 日前に 15 名、前日に 15 名していたが、1 週間前に 20 名、前日に 10 名とする。
- 新規個別指導で取り上げる対象患者の通知は、4 日前に 10 名としていたが、1 週間前に 10 名とする。

2. 持参物について

- かかりつけ薬剤師指導料の新設に伴い、どのような文書で同意書を取っているかの様式を持参してもらう。

3. 電子薬歴について

- 電子薬歴で作成された薬歴を持参する場合、薬歴の入力者及び入力時日が明確になるようにしてもらう。

(茨城県薬剤師会医療保険委員会からの情報)